

猪苗代町農業委員会

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。

平成28年4月1日から、農業委員会委員の選出方法が公選制から公募制へ変わり、農地利用最適化推進委員が新設されました。
農業に精通した方ならどなたでも候補者として応募(自薦・他薦)できます。

区分	農業委員	農地利用最適化推進委員
募集対象者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。	担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進に関する活動ができる者。 ※担当する区域は裏面記載。
定数	12名	12名
委員となれない方	次のいずれかに該当する方は委員となれません。 ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。 ②拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者。	
応募方法	自薦、または他薦により応募できます。(農業委員と農地利用最適化推進委員は両方に応募できます) ①団体・地区推薦 ⇒ 様式第1号 ②個人推薦 ⇒ 様式第2号 ③自薦 ⇒ 様式第3号 ※規定の様式等は、町農業委員会事務局又は総務課に用意してあります。 また、町のホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。	
応募期間	令和8年3月2日から令和8年3月30日まで(必着) ※応募者の状況は3月30日以降に町ホームページで公表します。	
選出(選任)方法	農業委員会の委員等候補者選考委員会により候補者を評価・選考 ⇒ 議会の同意 ⇒ 町長が任命 ※選出にあたっては、法令等の規定により下記の条件があります。 ・認定農業者(又は認定農業者に準ずる者：裏面参照)が過半を占めること。 ・所掌する事務に利害の無い者を含むこと。 ※選出にあたっては、法令等の規定により下記に配慮します。 ・年齢、性別等に著しい偏りがないよう配慮します。	農業委員会の委員等候補者選考委員会により候補者を評価・選考 ⇒ 農業委員会が委嘱 ※担当区域を考慮します。 ※農業委員と兼務はできません。
職務内容	①農地の権利移動等の申請にかかる許可等の付議された議案の審議のため、農業委員会総会等の会議に出席 ②農地利用最適化推進委員と連携し、遊休農地発生防止・解消推進、担い手への農地集積推進、新規就農者の支援活動等 ③農地中間管理機構との連携	①農業委員・農地中間管理機構と連携し、担当地区の農地利用の最適化の推進 ②農地の権利移動等の申請地の現地確認、付議された議案の推進委員としての総会での意見発言 ③担い手への農地集積推進のための貸し手、借り手の掘り起こし活動及び調整等
任期	3年間(令和8年7月20日から令和11年7月19日)	
身分	特別職の地方公務員(非常勤)	
報酬(年額)	基本給 187,000円(委員) + 221,000円(会長) 197,000円(会長職務代理者) 能率給 予算の範囲内で町長が定める額	基本給 168,300円 + 能率給 予算の範囲内で町長が定める額
申込み先問合せ先	〒969-3123 耶麻郡猪苗代町字城南100番地 猪苗代町役場 農業委員会事務局 又は 猪苗代町役場 総務課 行政管理係 農村環境改善センター内 Tel. 0242-62-5655 Tel. 0242-62-2111	

農地利用最適化推進委員の担当区域

担当区域名	農地利用最適化推進委員の数
猪苗代地区	2名
翁島地区	2名
千里地区	2名
月輪地区	2名
長瀬地区	2名
吾妻地区	2名
合 計	12名

認定農業者に準ずる者とは？

- イ: 認定農業者等であった者
- ロ: 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ハ: 認定農業者である個人（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者）
- ニ: 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者）
- ホ: 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第4項第1号に規定する組織の役員（特定農業団体など）
- ヘ: 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの（人・農地プランの中心経営体等）
- ト: 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人（人・農地プランの中心経営体等である法人の役員等）
- チ: 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者（指導農業士等）
- リ: 基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（基本構想水準到達者）である個人
- ヌ: 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人